

## 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に 関する国への意見書の提出についての陳情

### 1 陳情の要旨及び理由

昨今の漁業をとりまく情勢は、コストに占める燃油費のウエイトが極めて大きい漁業にとって、燃油価格の高騰によるコストの上昇に加えて、構造的な魚価の低迷のなかで収入面においても厳しい状況にあり、漁業経営は深刻な状態に陥っている。

さらに、燃料として主に軽油を使用している沿岸漁業地域においては、零細漁業者も多く、軽油引取税の免税措置が廃止されると漁業経営は一段と圧迫され、漁業者は廃業にさえ追い込まれかねない。

町民に対して我々漁業者が国産水産物を安定供給し続けるためには、漁業者の経営安定が必要である。食料産業の存続のためには、軽油引取税の免税措置は不可欠な措置であり、これを国に対して求める旨、貴議会において採択いただき、意見書を国に提出されたく、陳情する。

### 2 陳情事項

1. 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の継続に係る意見書の国への提出

平成23年8月19日

大磯町議会議長  
渡辺順子 様

陳情者

住所 中郡大磯町大磯 1398-6

氏名 大磯町漁業協同組合

代表理事組合長 加藤 孝

電話 0463(61)0940

